**第4章　資産及び会計**

**第6条（資産の構成）**

この団体の資産は、次に揚げるものをもって構成する

1. 入会金及び会費
2. 寄付金品
3. 事業に伴う収益
4. その他の収益

**第7条（資産の管理）**

この団体の資産は、代表が管理する

**第８条（事業計画及び予算）**

この団体の事業計画及びこれに伴う予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

**第9条（予算及び事業計画の追加及び更生）**

やむを得ない事由が生じた時は、総会の議決を経て、規定予算及び事業計画の追加または更生をすることができる

**第10条（事業報告及び決算）**

事業報告書、活動計画書等の書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

決算上余剰金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

**第11条（事業年度）**

この団体の事業年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。